令和2年11月20日

十 津 川 村 会 計 年 度 任 用 職 員 募 集 要 項

会計年度任用職員とは、令和2年4月の地方公務員法の改正に伴い、同法第22条の2第1項の規定により設けられる非常勤職員の制度です。

●募集職種と窓口
募集職種と窓口は次のとおりです。

職種	採用予定人数	任用形態	職務内容	任用期間及び勤務時間等	報酬額（日額）	勤務場所
事務補助（一般）	1名	パートタイム	森林管理及び整備に関する事務補助業務（データ入力・郵便受発送等）	令和3年1月1日～令和3年3月31日 毎週月・水・金曜日 （内1日間勤務） 8時30分～17時15分 （休憩1時間、12時～13時）	6，957円	産業課

※詳しい業務内容については、産業課林業グループ（TEL0746-62-0909）にお問い合わせください。

●申込方法
「十津川村会計年度任用職員応募申込書（履歴書）」に必要事項を記載し、写真添付のうえ、産業課林業グループに提出してください。
※提出された書類はお返しできませんのでご了承ください。
※以下に該当している人は応募できません。
・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
・十津川村職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過していない人
・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
・村税に滞納がある人

●申込締切
令和2年12月4日（金） 午後5時必着 【郵送可（簡易書留もしくは特定記録）】
※郵送の場合は、封筒に「会計年度任用職員応募申込書在中」と朱書きし、産業課林業グループ宛に郵送してください。

●選考方法
応募申込書（履歴書）による書類選考及び面接試験を実施します。
面接試験は、令和2年12月16日（水）を予定しております。
時間等についての詳細は、お申込みいただいた方へ個別で通知いたします。
※選考結果は郵送等でお伝えします（電話での問い合わせにはお答えできません）。

≪勤務条件等について≫

●通勤費
通勤距離及び通勤回数に応じて支給します。

●時間外勤務
時間外勤務を命じる場合があります。

●期末手当
支給されません。

●労働保険
市町村非常勤職員の公務災害補償が適用となります。

●社会保険等
雇用保険に加入します。

●退職手当
支給されません。

●休暇
週の勤務時間や年間の勤務日数に応じた年次休暇（有給）、条例等の定めるところによる特別休暇（有給・無給）があります。

●服務・人事評価
常勤職員と同様に、服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務専念義務、政治的行為の制限が適用されるとともに人事評価制度、懲戒処分の対象となります。

〇総合問合せ先
十津川村役場 総務課 人事給与係
〒637-1333 奈良県吉野郡十津川村大字小原225-1
TEL0746-62-0001